

令和3年度琴平町職員採用試験案内



〈申込受付期間〉 8月3日(火) ~ 8月24日(火)
〈第1次試験日〉 9月19日(日)
〈採用予定日〉 令和4年4月1日

1 試験区分、採用予定人員、勤務先及び職務内容

試験区分		採用予定人員	採用時の勤務先及び職務内容
大学卒業 程度	社会福祉士 (職務経験者)	1名程度	琴平町に勤務し、専門の事務に従事します。 (児童、高齢者、障がい者、生活困窮者等に対する相談援助業務)
高校卒業 程度	一般行政 (障がい者)	1名程度	琴平町に勤務し、一般行政事務に従事します。

2 受験資格

(1)試験区分ごとの受験資格は、以下のとおりです。

(ア)社会福祉士(職務経験者)

昭和47年4月2日以降に生まれた者で、社会福祉士の資格を持ち、令和4年3月31日時点において、正規職員として公的機関(国及び地方公共団体)や社会福祉法人等における福祉サービスの職務経験が通算して10年以上ある者。

※福祉サービスの職務経験とは、福祉施設や保健所、相談機関等での相談・指導業務、生活支援業務、ケースワーク等の「対人援助サービス」を指します。庶務・経理事務、施設維持管理等の業務など、対人援助サービス以外の業務は含みません。

1カ月未満の月数は、端数として切り捨てます。

また、育児休業や休職等により勤務していない期間は含みません。

(イ)一般行政(障がい者)

以下のいずれにも該当する者。

①平成13年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者で、高等学校を卒業した者(大学、短期大学、高等専門学校を卒業した者又は卒業見込みの者を除く)又は令和4年3月31日までに卒業見込みである者。

②障がい者手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)の交付を受けている者。

ただし、活字印刷物による出題に対応できる者。(点字による受験はできません。)

(2)次のいずれかに該当する者は受験できません。

(ア)日本の国籍を有しない者

(イ)禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(ウ)琴平町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(エ)日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の方法及び内容

試験は第1次試験及び第2次試験とし、第2次試験は第1次試験の合格者に対してのみ行います。
 なお、申込用紙記載事項に基づき、受験資格の有無等について確認します。

(1)第1次試験

(ア)社会福祉士(職務経験者)

第1次試験では、筆記試験を大学卒業程度で次のとおり行います。

試 験	方 法 及 び 内 容
教養試験 2時間・40題	公務員として必要な一般知識(時事、社会、人文、自然)及び一般知能(文章理解、判断・数的推理、資料解釈)について択一式により行います。
性格特性検査 20分・150題	公務員に求められる資質に関し、性格傾向の面から特徴について択一式により行います。
専門試験 1時間30分・30題	試験区分に応じて必要な専門的知識及び能力について択一式により行います。 試験問題は別表1に掲げる分野から出題します。

別表1

社会福祉士の 出題分野	社会福祉概論(社会保障及び介護を含む。)、社会学概論及び心理学概論
----------------	-----------------------------------

(イ)一般行政(障がい者)

第1次試験では、筆記試験を高校卒業程度で次のとおり行います。

試 験	方 法 及 び 内 容
教養試験 2時間・40題	公務員として必要な一般知識(時事、社会、人文)及び一般知能(文章理解、判断・数的推理、資料解釈)について択一式により行います。
性格特性検査 20分・150題	公務員に求められる資質に関し、性格傾向の面から特徴について択一式により行います。

(2)第2次試験

第2次試験では、口述試験を行います。

試 験	方 法 及 び 内 容
口述試験	面接等により積極性、社会性、責任感、情緒安定性、コミュニケーション能力等人物について試験を行います。

4 試験の日時、場所及び合格者発表

全ての試験区分とも以下の日程です。

日時等 試験	日時・場所	合格者発表
第1次試験	令和3年9月19日(日) 受付時間 午前8時30分～午前9時 試験時間 (社会福祉士(職務経験者)) 午前9時～午後2時30分頃 (一般行政(障がい者)) 午前9時～正午 場 所 <u>香川大学法・経済学部</u> (高松市幸町2番1号)	10月初旬に町役場等に掲示するほか、合格者に通知します。
第2次試験	日時 別途、町役場より本人に通知します。 場所 琴平町役場	町役場等に掲示するほか、合格者に通知します。

5 合格から採用まで

この試験の最終合格者は、令和4年4月1日採用の予定です。

社会福祉士(職務経験者)の試験を受験し、採用される者については、申込書の記載内容により職務経験の確認をするとともに、最終合格後に職務経験についての証明書を提出していただきます。

合格後に、受験資格を満たさないことが判明した場合には、採用を取り消します。

6 給与及び勤務時間等

(1)採用された場合の初任給料月額は、おおむね次のとおりです。

試験区分	給料月額
社会福祉士(職務経験者)	188,700円+ 職務経験相当分
一般行政(障がい者)	154,900円

このほかに期末手当及び勤勉手当が支給され、また、支給要件に該当する者には、扶養手当、通勤手当、住居手当等も支給されます。

(2)勤務は原則として月曜日から金曜日までの5日間、1日7時間45分です。

ただし、部門、職種によっては変則的な勤務をすることがあります。

(3)休暇は、年次休暇のほか、疾病等の場合の病気休暇、結婚、忌引、出産等の特別休暇や、育児休業、介護休暇等があります。

(4)香川県市町村職員共済組合および互助会に加入し、短期給付、長期給付および各種福利厚生を受けることができます。

7 受験申込手続及び受付期間

(1)申込用紙の請求

申込用紙は、琴平町役場総務課へ請求してください。

郵便で請求する場合は、封筒の表に「**採用試験(社会福祉士(職務経験者)／一般行政(障がい者))申込**

用紙請求と朱書し、返信用封筒(角形2号。120円切手を貼付し、宛先を明記したもの)を必ず同封してください。

(2) 受験申込先及び申込方法

申込みは、申込用紙に必要な事項を記入し受験票に63円切手を貼り、琴平町役場総務課へ提出してください。申込みの際には、受験票に写真を貼らないでください。

社会福祉士(職務経験者)を受験される方は、「職歴等申告書」も併せて提出してください。

一般行政(障がい者)を受験される方は、受験資格の確認のため、「申込用紙(別紙)」に必要事項を記入し、「障がい者手帳の写し」を添えて提出してください。

「職歴等申告書」及び「申込用紙(別紙)様式」は、町ホームページからダウンロードできます。

郵便で申込みをする場合は、封筒の表に赤字で**町職員(社会福祉士(職務経験者)／一般行政(障がい者)のいずれか)受験申込書在中**と書いて、**簡易書留**で郵送してください。

【宛先】〒766-8502 香川県仲多度郡琴平町榎井 817 番地 10 琴平町役場総務課

受験票は、あとで郵送しますが、9月7日(火)までに受験票が到着しないときは琴平町役場総務課に必ず照会してください。

なお、受験票には最近6ヶ月以内に撮影した写真(上半身・脱帽・正面向・縦5cm・横5cm以内で本人と確認できるもの)を貼りつけて試験の当日持参してください。写真のない場合は受験できません。

(3) 受付期間

令和3年8月3日(火)から8月24日(火)まで、平日午前8時30分から午後5時15分まで受け付けます。

なお、郵送の場合は、**期間内必着**とします。(郵便事故等により不着の場合は責任を負いません。)

受付期間後はどのような理由があっても、受け付けません。

8 その他

(1) 試験当日に車椅子の使用を希望するなど受験に際して要望のある場合は、申し込み時に琴平町役場に申し出てください。

(2) この試験についての問い合わせは、琴平町役場総務課(電話:0877-75-6701/FAX:0877-73-2120)でお答えします。

(3) 試験場には受験者用駐車場がありませんので、自動車利用の受験者をご承知ください。

なお、自動車等で送迎される場合は、交通の妨げ、近隣住民の迷惑にならないようご配慮ください。

(4) 第1次試験の択一式試験の採点は、コンピュータにより行いますので、HBの鉛筆とよく消える消しゴムを第1次試験の当日必ず持参してください。

(5) 新型コロナウイルス感染症の影響や台風等により日程を変更しなければならなくなった場合など、告知事項がある場合には、下記によりお知らせする予定です。

(第1次試験)香川県町村会ホームページ <http://chousonkai.or.jp/>

(第2次試験)琴平町ホームページ <https://www.town.kotohira.kagawa.jp/> (PR 動画公開中)

(6) 受験に際しては、マスクの着用他、新型コロナウイルス感染防止対策にご協力ください。